

落札者決定基準

工事名: ○○○○工事
 工事番号: 第○-○号
 工事場所: ○○市 ○○町○○

■落札者決定基準【簡易型①(舗装)】

食と農の振興部

| 分類 | 評価(審査)項目 | 評価(審査)内容 | 評価(審査)基準 | 配点 | |
|---------------|-----------------------|---|---|---|---|
| 施工計画 | ②品質管理 (最大2提案) (注1) | ○○○○ | a. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる b. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる c. 品質の確認方法、管理方法が適切であるが、上記a、bに該当しない | 3点/1提案 1.5点/1提案 0 | 左記得点の合計点 Max 6 左記得点の合計点 Max 6 0 |
| | ③安全管理 (最大2提案) (注1) | ○○○○ | a. 現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られ、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる b. 現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られ、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる c. 現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られているが、上記a、bに該当しない | 3点/1提案 1.5点/1提案 0 | |
| 技術提案書 (注9) | 企業の施工実績 | 工事成績評定点 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注5) | a. 65点以上 b. 60点以上 65点未満 c. 60点未満 | (工事成績評定点の平均値 -65)×0.1 Max2.5 (工事成績評定点の平均値 -65)×0.4 | -3 |
| | | 表彰(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注5) | 過去5年間に於ける農林水産省が舗装工事に対して行った表彰(注2) | a. 下記の表彰がある(各表彰の工事1件当たり0.5点とする) ○近畿農政局管内発注の農業農村整備事業等優良工事等の請負者等の表彰(地域貢献活動の表彰は除く) ・大臣表彰 ・農村振興局長表彰 ・近畿農政局長表彰 ○治山・林道工事コンクール表彰 ・大臣表彰 ・林野庁長官表彰 b. 上記aに該当しない | Max 1 0 |
| | | ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注6) | a. 本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズかつISO14000シリーズ認証を取得している b. 本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している c. 上記にa、b該当しない | 1 0.5 0 | |
| | 施工実績等 | 同種工事 ○○○○ | a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として国、又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある(注13) b. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体(奈良県を除く)が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある(注13) c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として国、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を含む地方公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある(注14) d. 上記a、b、cに該当しない | 2 1 1 0 | |
| | | 地域精通度(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注5) | 本店の所在地及びアスファルトプラントの所有の有無(注11) a. 工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事の建設業許可を受けている本店を有し、かつ、アスファルトプラントを所有(共同所有を含む)している b. 工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事の建設業許可を受けている本店を有している c. アスファルトプラントを所有(共同所有を含む)している d. 上記a、b、cに該当しない | 2.5 1.5 1 0 | |
| | | 社会・地域貢献(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注5) | 災害協定の締結 a. 国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる b. 上記aに該当しない | 1 0 | |
| | 加算点合計(注8) | | | | 22点満点 |

- (注1) 施工計画の記載内容が適正でない(未記載を含む)場合、提案を求めている事項が1つでも欠落している場合、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名等)に合致していない内容が含まれている場合は欠格とし、入札参加を認めないものとする。
- (注2) 過去5年間は、工事成績評定点に於いて平成30年4月1日～令和5年3月31日までとする。また、表彰に於いては平成30年4月1日～令和5年3月31日までに完成・引渡が完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限りとする。なお、同一年度に複数の工事で複数の表彰を受けた場合でも、その企業に対して1表彰として加算するものとする。過去15年間とは、平成20年4月1日～本工事の公告日までとする。
- (注3) 「工事成績評定点の平均値」は、小數第3位を切り捨てて、小數第2位までとする。「配点」についても、小數第3位を切り捨てて、小數第2位までとする。
- (注4) 過去に奈良県建設工事等競争入札参加資格における舗装工事の格付けに変更があった入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に応じた発注基準(予定価格がA等級であったときは1千万円以上、B等級であったときは3百万円以上、C等級であったときは250万円以上の工事に限る)に基づいた入札で受注し、過去5年間(平成30年4月1日～令和5年3月31日まで)に完成し、かつ、引渡しが完了した工事の工事成績評定点についても評価の対象とする。過去5年間に当該工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。
- (注5) JVの場合は出資比率による加重平均で採点するものとし、加重平均した後に小數第3位を切り捨てし、小數第2位まで計算するものとする。
- (注6) 「同種工事」の実績要件は、当該工事の入札公告において「具体的な工種、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日まで従事していた場合に限りとする。ただし、現場代理人としての配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時時点で満45歳以下であれば加算する。「配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者(現場代理人)の実績」に於いて加算され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を差交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ工事成績評定において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落札した後、配置技術者を差交代する場合は、本工事の公告日時時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。
- (注7) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限り)。「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注8) 加算点の合計が減点より0点を下回る場合は失格とする。
- (注9) 技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名も含む)が記載されている場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合は欠格とし、入札参加は認めないものとする。技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない場合、押印がない場合(電子入札システムで提出する場合は押印不要)、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合、配置予定技術者の氏名が記載されていない場合、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる場合、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員がの様式12が提出されない場合は失格とする。
- (注10) 自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。
- (注11) 本店の所在地は、本工事の公告日時時点で住所とする。
- (注12) 「水循環・森林・景観環境部」とは、森と人の共生推進課、森林資源生産課及び奈良の木プラン課に限るものとする。「食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部」とは、旧農林部を含むものとする。
- (注13) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有している者とする。ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注14) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していなかった者とする。ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注15) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。

落札者決定基準

工事名: ○○○○工事
 工事番号: 第○-○号
 工事場所: ○○市 ○○町○○

■落札者決定基準【簡易型②(舗装)】

食と農の振興部

| 分類 | 評価(審査)項目 | 評価(審査)内容 | 評価(審査)基準 | 配点 | | | |
|--|--|--|--|---|---|----------------|-----------------|
| 技術提案書の施工実績等 | ②品質管理 (最大2提案) (注1) | ○○○○ | a. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、優れた工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる | 3点/1提案 | 忘記点 の合計点 Max 8 | 小計 6点 満点 | |
| | | | b. 品質の確認方法、管理方法が適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られる | 1.5点/1提案 | | | |
| | | | c. 品質の確認方法、管理方法が適切であるが、上記a、bに該当しない | 0 | | | |
| | 企業の施工実績 | 工事成績評定点 (JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注15) | 過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した、奈良県食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部発注の「予定価格が1千万円以上の舗装工事」の工事成績評定点の平均値(過去5年間の全件数の平均値) (注2)(注3)(注4)(注9)(注11) | a. 65点以上 b. 60点以上 65点未満 c. 60点未満 | (工事成績評定点の平均値 -65)×0.1 Max2.5 (工事成績評定点の平均値 -65)×0.4 | | |
| | | 表彰(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注15) | 過去5年間における農林水産省が舗装工事に対して行った表彰 (注2) | a. 下記の表彰がある(各表彰の工事1件当たり0.5点とする) ○近畿農政局管内発注の農業農村整備事業等優良工事等の請負者等の表彰(地域貢献活動の表彰は除く) ・大臣表彰 ・農林振興局長表彰 ・近畿農政局長表彰 ○治山・林道工事業ユークールの表彰 ・大臣表彰 ・林野庁長官表彰 | Max 1 | | |
| | IS09000シリーズ、14000シリーズ認証取得(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注15) | 同種工事 ○○○○ | a. 主任技術者・監理技術者・現場代理人(同種工事の施工時に資格取得者)として、又は奈良県が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある(注12) | a. 本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズかつISO14000シリーズ認証を取得している | 1 | 0 | 小計 12点 満点 |
| | | | | b. 本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している | 0.5 | | |
| | 配置予定技術者の実績 (JVは代表者のみ採点する)又は専任補助者(現場代理人)の実績 (注5)(注14) | 過去15年間の元請(JVの構成員として請負った工事を含む)として完成・引渡が完了した同種工事についての主任技術者・監理技術者・現場代理人としての施工経験 (注2)(注5)(注6) | c. 現場代理人(同種工事の施工時に資格未取得者)として、特殊法人等、公共法人、又は奈良県を施工主体とする公共団体が発注し、完成・引渡が完了した同種工事の施工実績がある(注13) | d. 上記a、b、cに該当しない | 0 | | |
| | | | | a. 工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事の建設業許可を受けている本店を有し、かつ、アスファルトプラントを所有(共同所有を含む)している | 2.5 | | |
| | 地域舗装度(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注15) | 本店の所在地及びアスファルトプラントの所有の有無 (注10) | b. 工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事の建設業許可を受けている本店を有している | c. アスファルトプラントを所有(共同所有を含む)している | 1.5 | | |
| d. 上記a、b、cに該当しない | | | | 0 | | | |
| 社会・地域貢献(JVは全構成会社別に採点し、出資比率による加重平均とする) (注15) | 災害協定の締結 | a. 国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる | b. 上記aに該当しない | 1 | | | |
| | | | b. 上記aに該当しない | 0 | | | |
| 受注工事量 (本工事に単独で参加する場合のみ対象とする) (注16) | 令和5年6月1日以前に奈良県農林マネジメント部、食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部、水産局から総合評価落札方式一般競争入札で公告され、本工事の公告日の前日までに県と単独で契約締結した予定価格(税込)1千万円以上の落札者決定基準が舗装の受注工事の件数 (注11) | a. 当該期間の受注件数が0件の場合 | 2 | | | | |
| | | b. 当該期間の受注件数が1件の場合 | 1.5 | | | | |
| | | c. 当該期間の受注件数が2件の場合 | 1 | | | | |
| | | d. 当該期間の受注件数が3件の場合 | 0.5 | | | | |
| | | e. 当該期間の受注件数が4件以上の場合 | 0 | | | | |
| 加算点合計(注7) | | | 18点満点 | | | | |

- (注1) 施工計画の記載内容が適正でない(未記載を含む)場合、提案を求めている事項が1つも欠落している場合、本工事の施工条件(工種、工法、地形、地名等)に合致していない内容が含まれている場合は失格とし、入札参加を認めないものとする。
- (注2) 過去5年間とは、工事成績評定点にあっては平成30年4月1日～令和5年3月31日までとする。また、表彰にあっては平成30年4月1日～令和5年3月31日までに完成・引渡が完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限るものとする。なお、同一年度に複数の工事で複数の表彰を受けた場合でも、その企業に対して1表彰として加算するものとする。過去15年間とは、平成20年4月1日～本工事の公告日までとする。
- (注3) 「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨てて、小数第2位までとする。
 「配点」についても、小数第3位を切り捨てて、小数第2位までとする。
- (注4) 過去に奈良県建設工事等競争入札参加資格における舗装工事の格付けに変更があった入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に応じた発注基準(予定価格がA等級であったときは1千万円以上、B等級であったときは3百万円以上、C等級であったときは2百万5千円以上の工事に限る)に基いた入札で受注し、過去5年間(平成30年4月1日～令和5年3月31日)までに完成し、かつ、引渡しが完了した工事の工事成績評定点についても評価の対象とする。過去5年間に当該工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。
- (注5) 「同種工事」の実績要件は、当該工事の入札公告において「具体的な工事、数量等」を定めるものとする。なお、主任技術者・監理技術者・現場代理人としての実績は、工期の完了日から遡って工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。
 ただし、現場代理人としての配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。
 「同種工事」の実績のある専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時点で満45歳以下であれば加算する。
 配置予定技術者の実績又は満45歳以下の配置予定技術者を配置した専任補助者(現場代理人)の実績において加算されれば、工事期間中やむを得ず配置予定技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ工事成績評定点において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落札した後、配置予定技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時点で満45歳以下の配置予定技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置予定技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置予定技術者を兼務するものとする。
- (注6) 「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条及び同施行令第一条の規定による法人、又は前身の組織及び団体を含む(当該事実が奈良県で確認できるものに限る)。
 「公共法人」とは、法人税法第二条第五号に規定する別表第一に掲げる法人とする。
- (注7) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- (注8) 技術提案書の事前提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名も含む)が記載されている場合、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合は失格とし、入札参加は認めないものとする。
 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名(共同企業体の場合、共同企業体名及び代表者名)が記載されていない場合、押印がない場合(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合、配置予定技術者の氏名が記載されていない場合、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる場合、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員の氏名が提出されない場合は失格とする。
- (注9) 自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。
- (注10) 本店の所在地は、本工事の公告日時点での住所とする。
- (注11) 「水循環・森林・景観環境部」とは、森と人の共生推進課、森林資源生産課及び奈良の木ブランド課に限るものとする。
 「食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部」とは、旧農林部を含むものとする。
- (注12) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していた者とする。
 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注13) 現場代理人としての施工経験における「同種工事の施工時に資格未取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していなかった者とする。
 ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注14) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。
- (注15) JVの場合は出資比率による加重平均で採点するものとし、加重平均した後に小数第3位を切り捨て、小数第2位まで計算するものとする。
- (注16) 受注工事量は本工事に単独で参加する場合のみ評価対象とし、本工事にJVで参加する場合は評価しない。

落札者決定基準

工事名: ○○○○工事
 工事番号: 第○-○号
 工事場所: ○○市 ○○町○○

■落札者決定基準【特別簡易型(舗装)】

食と農の振興部

| 分類 | 評価(審査)項目 | 評価(審査)内容 | 評価(審査)基準 | 配点 | |
|--------------|---|---|--|---|---------------------------------|
| 技術提案書(注9) | 企業の施工実績 | 工事成績評定点 | a. 65点以上 | (工事成績評定点の平均値 -65) × 0.1 Max2.0 | |
| | | | b. 60点以上 65点未満 | (工事成績評定点の平均値 -65) × 0.4 | |
| | | | c. 60点未満 | -3 | |
| | | | ISO9000シリーズ、14000シリーズ認証取得 | a. 本社、工場等、当該工事関係部署がISO9000シリーズ又はISO14000シリーズ認証を取得している b. 上記aに該当しない | 0.5 0 |
| | 企業の施工実績等 | 配置予定技術者の工事成績評定点又は専任補助者(現場代理人)の工事成績評定点(注4)(注13) | 過去5年間に元請(JVの構成員として請負った工事を含む)の主任技術者・監理技術者・現場代理人(舗装工事の施工時に資格取得者)として完成・引渡が完了した、奈良県食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部発注の舗装工事の工事成績評定点の最高点(注1)(注5)(注6)(注7)(注10)(注12) | a. 65点以上 | (工事成績評定点の最高点 -65) × 0.04 Max1.0 |
| | | | | b. 65点未満 | 0 |
| | 地域精通度 | 本店の所在地(注11) | 本店の所在地(注11) | a. 工事実施市町村に舗装工事業の建設業許可を受けている本店を有している | 2 |
| | | | | b. 工事実施市町村を管轄する土木事務所管内に舗装工事業の建設業許可を受けている本店を有している | 1 |
| | | | | c. 上記a、bに該当しない | 0 |
| | 社会・地域貢献 | 災害協定の締結 | 災害協定の締結 | a. 国土交通省近畿地方整備局、又は奈良県と、災害協定を締結していることが確認できる | 1 |
| b. 上記aに該当しない | | | | 0 | |
| 受注工事量 | 令和5年6月1日以降に奈良県土木マネジメント部、食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部、水道局から総合評価落札方式一般競争入札で公告され、本工事の公告日の前日までに県と単独で契約締結した予定価格(税込み)1千万円以上の落札者決定基準が舗装の受注工事の件数(注12) | 令和5年6月1日以降に奈良県土木マネジメント部、食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部、水道局から総合評価落札方式一般競争入札で公告され、本工事の公告日の前日までに県と単独で契約締結した予定価格(税込み)1千万円以上の落札者決定基準が舗装の受注工事の件数(注12) | a. 当該期間の受注件数が0件の場合 | 2 | |
| | | | b. 当該期間の受注件数が1件の場合 | 1.5 | |
| | | | c. 当該期間の受注件数が2件の場合 | 1 | |
| | | | d. 当該期間の受注件数が3件の場合 | 0.5 | |
| | | | e. 当該期間の受注件数が4件以上の場合 | 0 | |
| 加算点合計(注8) | | | | 8.5点満点 | |

小計
8.5点満点

- (注1) 過去5年間とは、平成30年4月1日～令和5年3月31日までとする。
- (注2) 「工事成績評定点の平均値」は、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。「配点」についても、小数第3位を切り捨てして、小数第2位までとする。
- (注3) A等級は予定価格が1千万円以上、B等級は予定価格が3百万円以上の工事成績評定点を評価の対象とする。ただし、過去に奈良県建設工事等競争入札参加資格における舗装工事の格付けに変更があった入札参加者においては、以前に格付けされていた等級に応じた発注基準(予定価格がA等級であったときは1千万円以上、B等級であったときは3百万円以上、C等級であったときは2百五十万円以上の工事に限る)に基づいた入札で受注し、過去5年間(平成30年4月1日～令和5年3月31日まで)に完成し、かつ、引渡しが完了した工事の工事成績評定点についても評価の対象とする。過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、平均値を65点とし、配点は0点とする。
- (注4) 主任技術者・監理技術者・現場代理人としての工事成績評定点の評価は、工期の完了日まで従事していた場合に限るものとする。ただし、現場代理人としての配置期間は工期の完了日から遡って工期全体の1/2以上とする。専任補助者(現場代理人)を配置する場合は、配置予定技術者が本工事の公告日時時点で満45歳以下であれば加点する。配置予定技術者の工事成績評定点又は専任補助者(現場代理人)の工事成績評定点において加点され落札した後、工事期間中にやむを得ず配置技術者(専任補助制度を活用しない場合)又は専任補助者(現場代理人)を途中交代する場合は、同等以上の評価がなされる者を配置しなければ工事成績評定において10点減点とする。但し、専任補助制度を活用して落札した後、配置技術者を途中交代する場合は、本工事の公告日時時点で満45歳以下の配置技術者を配置するものとする。また、満45歳以下の配置技術者を配置できない場合は、専任補助者(現場代理人)が配置技術者を兼務するものとする。
- (注5) 「配点」については、小数第2位までとする。
- (注6) 過去5年間に該当工事の工事成績評定点がない場合は、最高点を65点とし、配点は0点とする。
- (注7) 現場代理人における「舗装工事の施工時に資格取得者」とは、現場代理人として配置されたときの工事の内容に応じた主任技術者又は監理技術者になりうる国家資格を有していた者とする。ただし、対象となる国家資格は、建設業法「技術検定」、建築士法「建築士試験」、技術士法「技術士試験」に限る。
- (注8) 加算点の合計が減点により0点を下回る場合は失格とする。
- (注9) 技術提案書の事後提出書類について、工事名・工事番号が適正でない場合、会社名が記載されていない場合、押印がない場合(電子入札システムで提出する場合は押印なしで可)、提出期限までに提出されない場合、提出を求める様式について一部でも漏れ落ちがある場合、配置予定技術者の氏名が記載されていない場合、配置予定技術者の氏名が入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者と異なる場合、入札時に電子入札システムで提出する配置予定技術者の全員分の様式12-5が提出されない場合は失格とする。
- (注10) 自然災害に起因して災害協定に基づき随意契約した工事及び自然災害に起因して随意契約した工事を除く。
- (注11) 本店の所在地は、本工事の公告日時での住所とする。
- (注12) 「水循環・森林・景観環境部」とは、森と人の共生推進課、森林資源生産課及び奈良の木ブランド課に限るものとする。「食と農の振興部、水循環・森林・景観環境部」とは、旧農林部を含むものとする。
- (注13) 複数の配置予定技術者(又は専任補助者)を評価する場合は、最も低い評価となる者の評価点を採用する。